

第百九十五条 普通地方公共団体に監査委員を置く。

- ② 監査委員の定数は、都道府県及び政令で定める市にあつては四人とし、その他の市及び町村にあつては二人とする。ただし、条例でその定数を増加することができる。

(昭三八法九九・全改、平九法六七・平一八法五三・一部改正)